

八尾春雄議員 平成25年3月議会一般質問

八尾議員（1回目の質問） 12番、八尾春雄です。

最初に12月議会で樹木の剪定のことを申しておりましたら、的場の角地のところがすっきりきれいになっておりました。御指導ありがとうございます。

第1の質問でございます。**2本の地区計画原案の今後の取り扱いについて**でございます。

昨年10月22日から2週間は馬見北5丁目地区計画原案は公告縦覧され、続いて11月13日から2週間は馬見南2丁目地区計画原案が公告縦覧に付された。

(1) 馬見北5丁目地区計画原案には16名の権利者から異論が出たとのことだが、その後の取り組みはどうか。これまで議論してきた内容と大きく異なる内容はないと聞いておりますが、今後は粛々と一般縦覧に供してはどうかと思います。

(2) 都市計画制度にあつては、権利のある者が異議申し立てしなければ了解したものとなります。事実「賛成者の意見は受け付けるのか」との問いに「賛成意見は特に求めない。反対意見を確認するための制度である」との説明でございました。権利者が259名であれば、賛成率は94%に達しております。

(3) 平成19年12月4日に自治会から地区計画制定を申請後、19軒の戸建住宅が建設され、うち17軒は既に入居済みとなっております。これ以外に加えて5軒は建築工事中であり、これも戸建住宅であり、地区計画町原案に反する建築物は1軒もございません。上田部奥鳥井線沿いで3区画戸建住宅の建設が始まっており、接道部分を別の計画にする理由がますます希薄になってきております。こうした実態を踏まえた対応が必要になっているのではないのでしょうか。

2番目でございます。**子育て育成教室の改善**をお願いしたい。

12月議会での質問で、子育て育成教室においては、午前7時30分から受け入れるように求めたところ、可能な限り応じているとの答弁がございました。

(1) 朝や夕刻の職員の配置が困難であれば、該当の短時間に対応した職員の配置を検討してほしい。募集をかけてみてほしい。

(2) 児童1名当たりの基準は、どのようになっているのか。またその基準を守っているのか。たしか1施設には、70名が上限との基準がある。70名を超えて2カ所に分離しても事実上1カ所で預かれば、やはり超過状態を解決したとは言いがたい。これは大丈夫でしょうか。

(3) 去る2月11日奈良県主催の雇用に関する研修会に参加し、奈良県の女性が置かれている状況と広陵町のデータも公表され、興味深く聞き入りました。町からも課長さんがこの研修に参加しておられますが、どのように受けとめておられるのでしょうか。今後女性の労働環境全般をどのように改善していこうとしておられるのか、お答えをお願いいたします。

大きな**3番目**でございます。

脱法ハーブやドラッグに関する啓発活動について。

危険運転による事故の原因が脱法ハーブやドラッグによる場合が多いことが指摘をされています。体をむしばみ、家庭を崩壊させ、未来を奪う、この問題について、地味であっても着実な取り組みが求められるのではないかと。

(1) 脱法ハーブとはどのようなものか。ドラッグ中毒の入り口になる可能性はないのか。

(2) 奈良県あるいは町内における汚染状況はどうか。把握の方法は警察情報が主たるものか。

(3) 学校教育の中で、啓発活動はどのように行っているのか。有名人と呼ばれる人たちの汚染が影響していないか。

大きな**4番目**でございます。

北千島（占守島から得撫島までの18島）を北方領土返還運動の対象に加えることについて。

昨年9月12日、北方領土返還要求運動奈良県民大会が開催され、自民党石破幹事長が講演を行い、大会決議を確認しております。詳細は12月25日奈良新聞で報道されております。主催した北方領土返還要求運動奈良県民会議は、事務局を奈良県広報課に置いており、同県民会議は半官半民の運動団体で、広陵町もこの県民会議に会費を納入しております。

(1) サンフランシスコ講和条約で、我が国は千島列島の放棄を了解しております。政府は北方領土、北方4島は千島列島ではないと言いますが、国後・択捉2島は南千島であり、歯舞・色丹2島は北海道の一部ではないでしょうか。

(2) 1943年カイロ宣言で、戦後の領土問題が協議され、戦争により割譲した領土はもとに戻し、平和的な外交交渉で確定した国境線を尊重することを確認しています。このカイロ宣言は、ポツダム宣言に引き継がれたが、サンフランシスコ講和条約では、ヤルタ協定で千島をソ連に引き渡す見返りに対日戦に参戦することを求めたアメリカの指揮で、一部がねじ曲げられております。しかし、千島は1875年平和的な外交交渉で締結された樺太千島交換条約により、樺太はロシア領に、千島は日本領にと、その帰属を決定しております。日露平和条約がまだ締結されていない現在、1875年樺太千島交換条約の国境線を尊重すべきではないのでしょうか。この原則からすれば、全千島の返還こそ運動の原点ではないのか。

以上の内容を県民会議の中で主張していただけないでしょうか。

5番目であります。

課外活動、部活動における体罰の問題についてであります。

女子柔道選手15名が監督の体罰を告発し、監督が辞任しました。15名の勇気ある行動として関係者に歓迎をされております。一般社会にとどまらず、学校教育、社会教育の

中で体罰が用いられることは教育の否定であり、人格の否定ではないでしょうか。

(1) 課外活動は学校教育法において、明確に学校教育の範疇に定められております。学校教育の中で、体罰禁止の法令は、どのように定められているのでしょうか。

(2) 町内において、学校教育の中で体罰の実態はどうか。これまで発生事案でどのように対応してきたのか。

(3) 教育委員会での審議はしているのか。これまでの教育委員会で教師による児童生徒への体罰については、どのように対応してきたのか、御答弁をよろしく願いをいたします。

議長 それでは、ただいまの質問に対しまして、御答弁をお願いします。

平岡町長！

平岡町長(1 回目の答弁) ただいま八尾議員から 5 項目にわたって御質問をいただきました。

1 番は、2 本の地区計画原案の今後の取り扱いについてということで、さらに 3 点の御質問でございます。

答弁として、馬見北 5 丁目の地区計画について 3 点の御質問ですが、(1) の原案縦覧に際し、権利者から異論が出たが、その後の取り組みはどうかとの質問と、(3) の自治会における建設実態を踏まえた対応をとの御質問は重複しておりますので、あわせてお答えさせていただきます。

昨年 10 月 22 日から都市計画法第 16 条第 2 項の規定に基づき利害関係人等への公告縦覧を行いました。

結果、16 件の反対意見があり、町といたしましては、意見の内容を精査し、県とも協議を重ねています。その取り扱いについては、3 月 28 日開催予定の都市計画審議会に説明をさせていただきます。

地区計画の基本的な考え方である住民の合意形成を図ることから、さらに意見の分析・集約、現況調査も行っていますが、今日までの地域住民のまちづくりへの取り組み姿勢などを基礎資料としながら原案を作成してきております。

町として、そのことを踏まえた上で、町で決定した原案を都市計画審議会にお諮りしながら進めてまいりたいと考えます。

次の(2)の質問ですが、権利者 259 名となっておりますが、町では定期借地権者も含め、権利者 265 名となっております。賛成率 94%につきましては、重く受けとめております。

2 の(1)と(2)であります。子育て育成教室の改善については、教育長がお答えします。

次、2 の(3)女性の労働環境をどのように改善するのかとの御質問でございます。

広陵町におきましては、地場産業である靴下産業が盛んであった時期には、靴下工場や家庭での内職に従事していたため、就業率も高かったものと考えられますが、織布・靴下

作業の事業所及び従事者の減少により、女性の就業率も下降の状況になったと考えます。

今後は、第4次広陵町総合計画にもうたっていますように、子育て世代の女性に子どもを生み、育てやすい環境づくり、ニーズに即した保育事業や保育サービスの充実など子育て支援施策を積極的に推進しながら雇用についても奈良労働局や県の関係機関との連携のもと、情報提供や相談、地元事業所へも働きかけるとともに、雇用の機会の確保もあわせて取り組むべきであると考えております。

そのため地元企業の育成支援、企業誘致も積極的に行ってまいります。

次、脱法ハーブやドラッグに関する啓発活動であります。

議員お尋ねの脱法ハーブの定義ですが、明確な定義がなく、大麻や覚醒剤などの違法薬物と類似した成分を乾燥した植物に吹きつけたもので、大麻の薬理成分であるテトラヒドロカンナビノール（THC）の効果を模倣した合成カンナビノイドを含有するハーブ製品です。

店舗やインターネット上において、スパイス、偽大麻、K2、お香等と称し、アロマ、観賞用のハーブなどとして販売されています。

また、法規で取り締まりができないTHCの類縁体を含有することから、合法ハーブとも呼ばれているため、輸入雑貨店等で簡単に入手できる環境となっているのが現状です。

この脱法ハーブは、麻薬や覚醒剤につながる入門薬物とも呼ばれ、体への影響が未確認な成分を含むものも多く、治療法も確立されていないため、禁止薬物以上に危険であるという考え方もあります。実際、購入者が意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を引き起こし、救急搬送される事案も多発しています。また、脱法ハーブを購入するため、お金を要求しての傷害事件も発生しています。

厚生労働省では、現在77種類を指定薬物として指定していますが、その化学構造を一部変えたものが次々とあらわれることから、その対応策として、厚生労働省では合成カンナビノイドを指定薬物として包括指定（772物質）する省令を公布し、3月22日から施行されます。

（2）県内あるいは町内の汚染状況ですが、入手方法が店舗、輸入、インターネット等多岐にわたることから、その状況を正確に把握することはなかなか難しいのが現状です。奈良県内における脱法ハーブを含む違法ドラッグを販売している店舗は4店舗が確認されている状況です。この4店舗に対して、平成24年6月に奈良県警察本部と県医療政策部薬務課と合同で、これらの店舗へ継続して立入検査を実施し、販売店に対し、販売を自粛するよう要請が行われています。

この4店舗は、町内に所在しないことから違法ドラッグを販売する店舗は町内にはないものと考えておりますが、今後とも県担当部署及び香芝警察署等とも連絡、連携を密に行い、広報紙等を通じて、その危険性等の周知を図り、違法ドラッグの一掃に努めてまいります。

また、教育委員会とも連携して児童生徒に対する啓発活動に努め、規範意識の向上に努

めてまいります。

なお、町では、「百害あって一利なし」と言われていますがばこでございます。ニコチンでございます。その体への影響から教育現場において啓発・指導を行っていただいているところですので。このことも率先して啓発し、健康を守るため、役場幹部職員全員禁煙する取り組みを行い、部課長は全て卒煙していることを御紹介申し上げます。

それから3番でございます。

脱法ハーブやドラッグに関する啓発活動を学校ではどうしているかということは、教育長がお答えします。

4番でございます。

北千島を北方領土返還運動の対象に加えることについて、御提案をいただいています。

答弁として、昨年9月に行われました北方領土返還要求運動奈良県民大会については、本町からも職員を派遣いたしました。大会では、石破衆議院議員から「我が国の安全保障と領土問題」を講演いただき、領土の大切さや法整備の必要などをお話いただきました。

大会決議では、北方4島の早期返還を目指し、啓発活動や世論高揚の運動を推進し、県民の声をより一層結集させ、今後も粘り強く運動を推進していくことを確認しております。

北方領土の返還については、以前にもお答えしましたが、まず国際条約で決められた我が国の領土である北方4島の返還について、粘り強く交渉することが大事であると考えております。北方4島の問題が解決した後、ロシアが実効支配している千島列島の帰属先を協議されるものと考えております。

なお、政府の見解では、サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島に、固有の領土である北方4島は含まれていないとされているところであります。

また、政府では、安倍総理の公式訪露を調整しているとの報道もあり、国際情勢や外交を見守っていきたいと考えています。

次に、課外活動における体罰の問題についても教育長がお答えをいたします。

私から以上のとおりでございます。

議長 安田教育長！

安田教育長 (1回目の答弁) 八尾議員の質問事項2の子育て育成教室の改善をお願いしたいということの内容でございます。

答弁といたしまして、子育て育成教室の改善をお願いしたいとのことですが、一つ目の公的支援の要望ですが、現在、可能な限りの対応をさせていただいております。また、時間延長につきましては、県内市町村の状況を現在、調査研究中であります。公的支援と保護者の方々の自助努力とが相互に支え合いのもと、指導員の出勤体制を早出、遅出のローテーションとし、事前に申し出いただければ、午前7時30分から受け入れる方向で進めてまいります。

二つ目の児童1人当たりの基準につきましては、法令による規定数は定められてはおりません。

なお、多くの団体においては、1年生から3年生までを対象とされておりますが、広陵町におきましては、早期から1年生から6年生までを対象として、より充実した運営をさせていただきます。

次、脱法ハーブに関する啓発活動についてでございます。

学校教育の中において、小学校では保健体育の授業中に薬物乱用の危険性と防止について指導を行っていただいております。

中学校では、保健体育の授業において、健康な生活や病気、感染症の予防などについて学ぶとともに、香芝警察署生活安全課の協力を得て、薬物乱用防止を含む非行、被害防止教室を開催して、全生徒が薬物乱用がもたらす害などについて学習を深めております。

また、保護者には、長期休業に入る前に子どもの薬物使用に関する監督強化等の徹底と注意喚起についてお願いしていただいております。

次に、体罰の問題についてであります。

(1)でお尋ねの体罰禁止の法令につきましては、学校教育法第11条において、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定められています。

次の(2)の町内学校教育における体罰につきましては、現在まで町内の各学校から体罰の報告は受けておりません。過日、県の体罰実態調査を実施いたしましたが、現在学校において集計中です。

次の(3)でお尋ねの教育委員会での審議につきましては、本町教育委員会へは、会議の際に、県の体罰実態調査の結果を報告するとともに、本町の学校における実態についても現状説明させていただいております。

また、児童、生徒に係る事件、事故等が生じた場合につきましても、その都度、本町教育委員会に報告しております。

なお、本町においては、引き続き学校に対し、体罰禁止の徹底と各学校の教員の意識向上が図られるよう指導してまいりますとともに、体罰が起こらないこと、体罰を加えない生徒指導を徹底してまいります。

以上でございます。

議長 それでは、問い1に対しまして2回目の質問を受けます。

12番、八尾君！

八尾議員 (1番目の項目についての2回目の質問) 答弁ありがとうございました。

地区計画ですが、今回公告縦覧、意見書提出によって、権利者による行使が保障されたと、新しい段階に入っているわけであります。異論を持っている方は、土地をお持ちだけじゃなくて、住んでいる方、それから抵当権を設定されている方、権利者ですから、これはだめだという方があれば出していただいたら結構です。私も権利者の一人なんですが、賛成なんだけれども、どういうふうに関権利を行使したらよいのかということでお尋ねをし

ますと何もしないということにしてもらえないかと。だから、意見を出さないということ
で、私自身も権利の行使を行ったと、こういうことでございます。16名おいでになった
わけですから、その方々に手紙を書くなり、十分に趣旨を説明されるなりして、合意形成
を今からでも遅くない方もあるかもしれませんから、やっていただいております。この
方々に対しての対応ですけれども、手紙を書きたいというようなことを事業
部長言っておられたかと思っておりますけれども、取り組みはどうでしょうか。

議長 植村事業部長！

植村事業部長（1番目の項目についての2回目の答弁） 馬見北5丁目地区計画につ
きましては、平成19年2月に住民説明会を行い、現在まで6年を経過をいたしました。
ようやく16条という権利者縦覧までたどり着いたという、この道のりにつきましては、
やはり都市計画審議会委員の方々にも三度にわたる説明会なり、意見を聞く会などを催し、
またその自治会、体育館のほうでも意見の交換、討論というか、討論会になりましたけれ
ども、そういった形を踏まえてようやく16条という重みのある権利者縦覧まで来ており
ます。この16名の意見の中身につきましては、これは都市計画審議会において、先ほど
町長が御説明しましたように3月28日に都市計画審議会を開催し、この権利者縦覧をか
けました原案をお諮りして進めていきたいと考えております。

また、その後において、このお手紙というよりも、反対意見の内容につきましては、町
のほうから個々に回答を出していくと、その意見に対してはこうですという回答を送りま
すと。それは、審議会の内容によりまして、次のステップに進むといった段階で、そうい
う通知を出させていただきます。

以上でございます。

議長 12番、八尾君！

八尾議員（2番目の項目についての2回目の質問） それでは、3月28日に都市計
画審議会が予定されていて、事業部長からもお話がありましたので、それで進めていた
ら結構かと思えます。

2番目にいきたいと思えます。

女性の通勤時間なんですけれども、せんだって、県が主催をした勉強会に行つてまいり
まして、もらった資料がこれであります。自治体別のデータが出ておるんです。広陵町で
すが、女性の通勤時間30分以内が68%、1時間未満が27%、1時間以上が5%、こ
れが女性であります。男性は1時間以上が42%、1時間未満が25%、30分未満が3
2%であり、男性は遠方まで出かけるけれども、女性は近場でと、こうなっているわけ
あります。

全国平均で1時間以上は18%で、奈良県は35%と非常に高いわけですね。近くに大
阪という大都市がありますから、お父ちゃんはおそこに働きに行つて、お母ちゃんは働い
ているけれども、短時間になっていると、こんな構造だろうと思えます。ここで考えておか
なきやいけないのは、女性の方でも大阪で正社員で働いておられる方があります。朝8時

半から5時半まで仕事をしようと思えば、近鉄の五位堂駅には、朝7時半にはやっぱり駅に立たないと間に合わないわけですね。それで、そうするとこれ3月ですね、今本当に悩ましいときでございまして、子育てのためにどうしたらいいのかと悩みまして、今までのような正社員で働くのが難しいと、育児休業も明けましたということになると、もう正社員をやめて、パートタイマーになって短時間労働にするか、近場での仕事に変わるかということになるんですが、そうするとこれまで積み上げてきた女性のキャリアといえますか、そういうのが生かされないことになりまして、何よりも税金の収納対策を進めたい町の側としたら、住民側で所得が減るわけですから、住民税を払ってもらえんようになるわけですよ、減るわけですね。だから、これはむしろ発想を変えまして、女の人が安心して大阪に正社員で働きにいける環境を整えたほうが町としても税収の確保の面からいっても、男女共同参画の立場からいってもいいのではないかと、私はそういうふうに思っているんです。そういう意味で、例えば中学校の給食の問題にしても、例えば中学校卒業までの医療費の無料化にしても、この間平岡町政はそういうことでいろいろ手を打ってきていただいております。そういう意味で、こういう総合的な観点から、今見てもらったらわかるようにひな壇に並んでおられるのは、全部男性であります。前にも一度申しましたが、河野瀬さんという南郷の女性の幹部職員がおいでになったのがありますけれども、あれ以来、私女性のここの幹部職員を見てないんですよ。女性議員からも女性の感覚を生かした仕事をというような視点もありますから、ぜひそこらあたりで、今役場で働いている女性の職員さんにここらあたりどうなんやということを、周りの方でどういう方がおいでになりますかということも含めて聞いていただいて、情報収集をしてもらって、この重心をそちらのほうに正社員で働ける女性が安心して働ける、そんな町にということでごっとかじを切っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長 植村事業部長！

植村事業部長（2番目の項目についての2回目の答弁） 八尾議員の先ほどの講演会は町の課長、地域振興課長が雇用という担当で出席しております。その中で、通勤圏内でございますが、やはりこのデータを見ますと、生駒市、生駒郡、それと葛城郡、それと香芝市が、やはりこの通勤しやすいといったところで県外への女性を含めた、男性も含めた県外の通勤者が多いというデータが出ております。やはりその私ごとでございますが、息子の嫁が大阪のほうに勤めております。それがやはり1時間はかかっていると。だんだんその転勤で梅田のほう、大阪駅まで今度転勤になるんだといったところで、また遠くなっていくと。そのようなことから、もういいよと、体を酷使してまで勤めに行かなければならないといった状況であれば、もういいよとお父さん何とかするからとかそんな話で言っております。ただ、やはり勤めていただくということは、近くに優良な企業があれば、勤めやすいと女性も子どもを預けて自転車でも行きやすい場が必要でないかということを考えております。ただ、これは町全体の企業誘致、また地元の企業も優良な企業がございしますので、そこを含めた雇用対策も考えていかなければならないと思います。これは広陵町

だけでなく、奈良県全体で、今企業の誘致を考えております。やはりこれは大きな話で外国に企業が流れていくと、それを阻止をするというか、国内で企業が生き残ってメイド・イン・ジャパンという、そのものをつくり上げていくところから、国内に企業を残そう、また奈良県で企業を残そうというところから、奈良県が取り組んでおります。これに対しても広陵町では、積極的な優良な企業誘致を進めながら、雇用対策、女性を含めた雇用対策も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 山村副町長！

山村副町長（2番目の項目についての2回目の答弁） 八尾議員から幹部職員、女性が少ないということで御指摘をいただいております。現在のところ、このひな壇には誰もいないというのは、確かにそのとおりでございます。

ただ、昇格をしていただく中で、女性に重点を置いて人事配置をしているのも事実でございます。将来幹部となつていただく女性にどんどん出てきていただきたいという発想で係長、課長補佐、課長にと順次上げてまいっておりますので、逆に今度は女性ばかりになるのではないかという時代が来るのではないかというふうに期待をいたしております。

また、子育ての面で御質問いただいておりますが、広陵町の保育所の入所については、待機児童が発生しないように保育士の手配等も十分な手配をさせていただいております。支援スタッフの手配ができない場合は、保育士の派遣も派遣会社のほうに手配をさせていただいて、緊急的に対応していただくという手だても講じて現在対応しております。また、未就園児は、子どもなかよし広場にお越しをいただいて、子育ての悩み等についても相談に乗って、将来はまた働きに出られる、保育所、幼稚園につないでいくという施策にも取り組んでいるということをお理解いただきたいと思います。

女性の進出にしっかり町も応援しているということをお理解いただきたいと思います。

また、この前国保中央病院のお医者さん方と懇談する機会がございまして、あちらにも女医さんがたくさんおいででございます。広陵町にお住まいの女医さんもおられまして、やはり仕事を続けるには、シルバーがやっておりますポケットとか、そういったものも必要だということの訴えもございました。これもやはりしっかり応援をしていかなければ仕事を続けていただけないということを実感した次第でございます。今後も取り組んでまいります。

議長 12番、八尾君！ 3回目の質問です。

八尾議員（2番目の項目についての3回目の発言） いろいろ努力していただいていることはよくわかりました。そして、今回答弁で事前に申し出があれば、午前7時30分から受け入れる方向で進めてまいりますという答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

それから子育て育成教室、名前は厚生労働省は放課後児童クラブというふうに言っているようですが、基準に準じた表現では、放課後児童クラブにおける集団の規模につ

いては、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすることというのが出ております。適正な規模にしてほしいというのが学童保育の全国的な組織のほうからも出ております。以前二つに割らなあかんというのは、たしか70名を超えてしまったので、国の助成金が受け取れなくなってしまったというので、二つに分けたんだと思います。その実態を私余りつまびらかにはしておりませんが、大変な状態のようです。子供1人当たり1.65平方メートルですか、いわゆる半坪ですね、半坪が基準だというふうになっていますけれども、実際に元気な子どもですから狭いですね、かなり狭いと思います。ここらあたりも実態を私もよく調べていきたいなと、こう思っております。

それで近所に祖父、祖母がおりまして、朝の送りと帰りはもう若夫婦の身がわりにしているものですから、そこのところに最近、全くの赤の他人ですけれども、うちのところの子も頼めないかというので話があったわけです。預かるのは責任問題があるから難しいと言って断られたようだけれども、そういうふうに個人的な努力だけではもういかない状態になっているんだということをぜひ理解をして進めていただけたらと思います。これはこのあたりにしておきたいと思います。

八尾議員（3番目の項目についての2回目の質問） 3番目であります。脱法ハーブの問題であります。グアム島で事件がありました。この容疑者は薬物やアルコールを使用していた疑いがあると、こんなことがありました。ホイットニー・ヒューストンというシンガーがおります。御存じでしょうか。ここで私歌うわけにはいきませんが、この方はコカインと特定の代謝物質が彼女に死をもたらしたと。それから懐かしい名前でエリザベス・テイラーなんていう女優さんは亡くなる前はドラッグを何とか抜け出したいというので、専門の治療院に入っておられたようです。有名な方がこういうふうになってますので、このホイットニー・ヒューストンの娘が薬に手を出そうとしたときに、お母さんが薬飲んでいるのに私もどうして飲んだらだめなのと言って抵抗したという話が、どこまで本当かわかりませんが、そんなことがあるようでございます。

国のほうでも中学校学習指導要領の中に、先ほど教育長から説明がありましたけれども、飲酒・薬物乱用の行為は心身にさまざまな影響を与え、健康を損なう原因となるということをちゃんと教育せなあかと、保健の分野で教えなあかと、こういうふうになっております。私、実はさるところで不良グループのお友達という、その子はまともな子なんですけれどもね。シンナーをやっている子なんです、不良グループがね。私のお友達はシンナーをやらないんですよ。仲がいいんですけども、妙な質問をしまして、「あんた何でシンナーをやらないんだ」と言ったら、「八尾さん、あれ大変なんです」と、「どう大変なんや」と言ったら、シンナー吸ったら歯が溶けるんですって。労働安全衛生法という法律では、そのシンナーとか、いろんな酸が飛び散るような事業所で仕事をしているときには、健康診断が一番密にやるときは3カ月に1回やらなあかと、こういう基準があります。だから、彼は具体的に自分が一番大事にしている友達がそんなことで歯をなくしてひどい

目に遭っているということを知っているものだから、これはあかんということ自覚して、していないんですって。だから、一般的に薬物はこんなにひどいですよと言うのは、それは確かにそうなのでしょうけれども、教育の中でいえば、そんなひどいものなのかと、こんなことに手を出したらもうあかんなど、こういう実感を込めたら嫌だなというような嫌悪感を催すぐらいの教育をぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その点どんな工夫をされているのか、教えてください

議長 安田教育長！

安田教育長（3番目の項目についての2回目の答弁） シンナー、懐かしい名前、懐かしいってこれは変な表現で申しわけないんですけれども、ちょうど私がいいときというのは40代、50代の初めのときに、シンナーが全国的にはやったときなんです。そのときの、はやると言ったらおかしいけれども、学校にそういうことを持ち込むことがあったときには、これは反面教師のような感じとする者としめない者というようなことは分かってきたと思うんですけれども、現実問題、今、この大和川から南のほうというのは少ないと聞いております、シンナーは。そこで、その怖さというのはなかなか口で言っても、それは言ってもやっぱりしんどいと思いますので、先ほども見せたようなこういうもので、やっぱり映画を見たりというようなことなんですけれども、なかなか実感としては私は出てこないんじゃないかなと思います。

私もそれで生徒指導をやりながら、もうたくさんのところへ子どもも迎えに行きましたし、こんなことあってもいいのかなということも経験しました。ただ、本当にそういう中で子どもたちを守っていこうとするときには、こちらのほうもある意味でいったら命がけで守らなくてはならないときもありました。私はそれはもう一度は、本当にビール瓶を割ってきたときには、本当にいい言葉じゃないんですけれども、いてもうたろかというぐらいに思ったこともありました。そのぐらいやっぱり怖いもんです。ということは、やっぱりもう考えるという、そういう能力がなくなってしまうんじゃないかなと思いますし、その子とは物すごく仲よくなったんです。私は物すごく仲いいですよ。いろんなこと話するんです。そのときに、やっぱり一番最初、私らだって、そういう子どもたちと話をするときには、本当にうまくいっているときには、何でそういうことをしたんという話の中で、やっぱり言えるのは、自分の心の問題です。やっぱりストレスから来る問題なんです。それが自分にある場合とか、それとか家庭にある場合とか、社会にある場合とか、いろんなことがあるわけなんですけれども、社会にある場合は、やっぱり社会問題として捉えなくてはならないなと思っております。自分ではですよ。ふだんはやっぱりあかんなど思っているんですけれども、しかし友達に唆されたり、いろんなことをしてしまったときには出ていってしまうと。今の広陵中学校、真美ヶ丘中学校のちょっと古い先生は、ほとんどそういうところは経験しておられます。それをどういような形でするかというようなことは、本当に難しいんですけれども、あつてはならないということだけは、もうみんな共通理解しているんじゃないかなと思います。これじゃ答えが十分とはいえませんが、

答弁とさせていただきます。

議長 12番、八尾君！ 3回目の質疑です。

八尾議員（3番目の項目についての3回目の発言） 教育長も丁寧に対応していただいているようですので、ぜひその線を進めていただきたいと思います。答弁書では、私たばこのことを一切言ってなかったんですけども、役場職員もたばこは卒煙したとあるから、これは恐らく町長が議員のほうもたばこをやめよということやと受けとめました。伝わりましたから、議会のほうでもしっかり議論して、坂野議員さんにはたばこをやめていただくように、私も働きかけをしていきます。

八尾議員（4番目の項目についての2回目の発言） 4番目にいきます。

北千島の問題ですが、残念ながら答弁は、北方領土というものの範囲が北方4島に限定されておると、まずそこをやってから次の段階に進むんやと、こういうふうなこれまでと変わらない答弁でございました。

昭和26年10月の国会で、これはサンフランシスコ講和条約を承認をするときの国会なんですけど、このときの政府答弁で外務省の西村熊雄条約局長が国後・択捉島が南千島であると答弁しており、町の答弁は私間違っているというふうに思います。

しかし、それが正しいか間違っているかということが問題なのではなくて、実はもともと重要なことは千島を放棄するという事に根拠があるかどうか。この問題であります。それを調べてみてヤルタ協定では樺太は返還するけれども、千島は引き渡すと、こういうふうにしてあるわけです。それはそうなんです。1875年の樺太・千島交換条約によって、樺太はロシアで、千島は日本領にということで決定をしております。私、今、高校の日本史の教科書を持ってきました。これに1875年にこの条約、樺太・千島交換条約が締結をされて、それぞれ帰属が決まりましたというのはちゃんと載っております。ところが、サンフランシスコ講和条約で千島列島放棄しましたということは、この教科書には載っておりません。だから、高校生はこれを見る限りではわからんと思います。だから、私らも熱心に調べない限りなかなかわかりにくいことではあるんだろうと思います。ですから、本来放棄する必要のなかった千島を放棄しちゃったんじゃないかと。これはアメリカのルーズベルト大統領がヤルタでスターリンに対して自分のところの軍隊をこれ以上失うわけにはいかないから、ソ連ちょっとあんたのところ、スターリンさんよ、対日戦争にちょっと参加してやと、わかったと、それやったら参戦するけど御褒美何くれるのと言うと、千島やろうやないかと、いつごろやったらいいのと言ったら、ドイツ負けてから2カ月か3カ月後に参戦してくれたらええがなと。ドイツが負けたのは1945年の5月7日ですから、ソ連が戦争を始めたのは1945年の8月8日ですから、ちゃんと計算は合ってくるわけです。だからアメリカはヤルタ協定でソ連に千島やろうやないかということを担当持たせなあきませんから、サンフランシスコ講和条約では、日本は千島放棄せえと、こういうふうにする話なんです。それにのっかって、戦後の自民党政治やこの間の民主党もずっと続いてきたんじゃないかと。誤りが正されないまま、奈良の県民会議も同じ

ようなことで石破さんが一心に言うていると、こういうことなんじゃないかと思うので、どうですかね。県民会議の中で、議会でこんな意見が出てますねんと、事が正しいかどうかはわからんけれども、議会でこれ追求されとるねんということをちょっと言うてもらわんとあかんと思うんですね。言うていただけますか、どうですか。

議長 平岡町長！

平岡町長（4番目の項目についての2回目の答弁） 地元の選出の国会議員が大勢おられますので、機会があれば、私はそのことを申し上げたいと思います。また先生にもそういう知識があるかどうか確認したいと思いますので、頑張ります。

議長 12番、八尾君！

八尾議員（5番目の項目の2回目の質問） それでは、そこまで言うていただきましたので、ぜひお願いしたいと思います。

最後の問題に移りたいと思います。

学校教育法の第11条のただし書きで、「ただし体罰を加えることはできない」ということが明記をされています。先生は、生徒に対して懲戒はできるんですけども、体罰はあかん。よく問題になるのは、体罰と懲戒とは一体どこの境界線やねんと。これは文部科学省の文章によっても機械的にこれを定めることはできないなどと、何かわけのわからん文章が出てくるわけです。

女子柔道家ですね、声明文を全部ありますが読みませんが、ちょっと紹介しますと「指導の名のもとに、または指導とはほど遠い形でS前監督によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました」と。それから「一連の前監督の行為を含め、なぜ指導を受ける私たち選手が傷つき、苦悩する状況が続いたのか。なぜ指導者側に選手の声が届かなかったのか。選手・監督・コーチ・役員会でのコミュニケーションや信頼関係が決定的に崩壊していた原因と責任が問われなければならないと考えています」と、これが柔道家の声明であります。

私たちは小さいころから目上の者の人たちには尊敬をなさいと、目上の人の言うことは聞きなさいと、親の言うことを聞きなさいと育ちましたから、親がひっぱたいたり、どなったりしたら、わかりましたと言って聞かざるを得ないという環境で育ちましたので、今でもそういう感覚は残っております。

今回いじめの問題は取り上げておりませんが、もし先生方が子どもたち自身が納得ができないような、そんな体罰を与えた場合、子どもたちはどういうふうに学ぶかということ、なるほどと、みずからの意思を押し通そうと思ったならば、あのように拳を振り上げて、あのようにどつき回してやったらええんだなということを恐らく学ぶと思うんですね。だから、これはやっぱり体罰はあかんぞということをきちんと指導していただきたいわけですが、ここで平成19年2月5日、初等中等教育局長通達というので、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通知があります。この中にこの問題が載っておりますが、これは先生方はどういうふうに受けとめておられますか。教育長通達。御存じで

すね。ありますね。どういうふうに勉強しておられるのか、ちょっと言ってください。

議長 安田教育長！

安田教育長（5番目の項目の2回目の答弁） この体罰と懲戒を私自身は文字で分けることはできないと思います、正直。これ何遍読んでも、これは全国のこの調査をやったときに、奈良県もこれを出して、皆各学校にも配っているんですよ。このことについては、する前に校長を皆呼んで、このことについて、先に配って、この中でどういうように解釈するか、どういうように言っていこうかということをお話したわけですが、いろいろな疑問が出てきて、そうしたら、これをこの辺を切ろうというようなことは、正直に私はできないと思います。大体の指針としての話はできるわけですが、最後には、一つ一つの事案があったときにはケース・バイ・ケースでいこうやないかと。そのときの指針として、このことについてどこに照らし合わせたらいいのか。もっと言ったら、自分だけの考え方ではなく、これにのっとって、自分の、もっと言うたら、自分とこの文言と心を合わせて、この心が自分らで今の事象に対しては体罰になるかならないかというようなことにしていくのが、もうそれにしか尽きないのではないかなと思っております。奈良県は、これをA B C Dに分けております、御存じかもしれませんが。そしてA、Bについては、俗に言われる体罰に類するもの、Aはもう絶対体罰であって、もうこれは懲戒の対象になると、Bについては、いうたら体罰だけでも、懲戒のきついものになってくるやろうと、C、Dについては、いうたら指導の中のものになってくると、こういうように分かれておるわけです。これを恐らく、どういうような形で質問されても、答えはなかなかできないと思うんですよ。そここのところで、やっぱり私はよく言うんですけども、やっぱり同じ行為でも、日ごろの子どもと先生方のコミュニケーションというものをしっかりと日ごろのときからしておいてくれと。その中で、ぱっと見たときに、自分の嫌の子であれば、何や肩をどつくことになるわけですが、たたかれたと、こんなことにもなるわけですので、本当にこれは現場では判断は大変難しいと、私はそのように思っております。

十分な答えになっていないことはよくわかっております。

議長 12番、八尾君！ 最後の質問です。

八尾議員（5番目の項目の3回目の質問） 十分な答えでないというのが、最後の締めりでしたが、答弁書でも体罰はないというふうに否定されるのかと思っておりましたら、今のところそのような報告がないと。だから、否定はしていないと。それから教育長の答弁は、現場で学んでいるけれども、結論が出ていないと。だから、答えているようで、教育長の答えはないというふうに、だからそこらあたりで不安に思います。よく最近教師に対する反発から、いろんな保護者もおられますから、私はそれを先導しようなんていう気はさらさらございませんで、先生がやっぱり率先をして、体罰はあかんなど、これを率先していただけたらと思っているわけです。

ところで体罰をやりますと危ないんですよ。3月1日の毎日新聞に、昨年法務局で救済

手続、いじめ、体罰過去最多なんていうのが出てくるんですね。だから、保護者がどこの学校はどういう状態で、こういうのがありましたということで、お恐れながらと言って表に出る場合、昔は出ませんでしたよ、余りね、出ませんでしたけれども、最近は出ますねん。危ないから先生方はみずからの身を守る意味でも体罰はだめよと言うとかなあかんですよ。それはうそを言うたらあきませんわな。体罰はだめだということを信念としてやっぱり貫かないといかんというふうに思っております。

教育長も言われたので、私も少しちょっと自分のことを言いますと、いつも言うてる富山の父ちゃんですけれども、私、親に平手打ちもげんこつも一発もやられたことはありません。どなられたことはありますけれどもね。私も子どもにはなしです。どうも親が子どもにやるとうつるようですね。だからそういうこともやっぱり踏まえて、対応していく必要があるなあというようなことはちょっと思っております。

それから、生徒の中で、もしいじめとかいろんなことがあるかもしれませんが、生徒の中で、そういうことはやめようということをやっぱり中心になって取り組めるような生徒指導というものをもう少し考えていただいたらどうか。昔気に入らない先生を殴ってから卒業するとか、ひどい時代がありましたけれども、私の中学校の卒業のときには生意気な後輩を殴っていくというのがならわしになっていた時期がありまして、それで2年生のときに3年生、大体わかりますから捕まえまして、やったら承知せんからなと言ってやったことがあります、1回だけあります。だから体罰だめよということを先生方も公の場でそういうことはしないと、君らのことを信じるということをやっぱり表明をして、生徒を信用すると、信じるということをやっぱり語ってほしいと思うんですけれども。学校長、園長に対して、そういう指導をしていただけますか、どうですか、最後の質問です。

議長 安田教育長！

安田教育長 (5番目の項目の3回目の答弁) 体罰については、私も若いときにはひょっとしたらやったかもわかりませんというよりもやりました。しかし、今はもう私自身も運動部にいましたから、本当に信念を持って体罰はあかんと思っております。その指導はしています。だから、学校長にも、それは言ってます。ただ、その微妙なところはあるんですけれども、体罰で残るものは何かというと、むなしさだけです、たたいた者は。たたかれた者はやっぱり悔しさだけだと、私は思います。そうなったときに、やっぱり大人になったときには嫌な関係になると思います。学校においては、そういう雰囲気をつくるために、私は学校の先生が何ぼ百遍同じことを言うてもだめだと思っております。だから、私は生徒会をしっかりと育てながら、そういう学校の中で、暴力が、また体罰がないような、そういう活動を通じて、子どもたちからやっぱりそういうことをやらないような雰囲気づくり、またそういう活動をやってほしいと、いろんなこの中の質問の中にも答えたつもりです。少しずつ変わってきていると思うんですけれども、以上です。

八尾議員 答弁漏れあります。

平岡町長 (5番目の項目の3回目の答弁) 実は体罰について、私、町長宛てに投書が

来るんですね。これは町内の小学校でありますので、投書が来れば、必ず名前が書いてあれば、その人に大至急調査をしてお答えをしているんですが、匿名なんですね。町村長みんなやっぱり来るんです、みんな。匿名の場合はどないも処理できないですね。確認のしようがないんです。どの学校に、どのクラスにあったと、こう書いてあるわけですね。承知ならんと、町長どう思うの、調査せえと書いてある。私にわかるようにせえと、こう言っているんですね。そして1週間たてば何の音沙汰もない。これなら新聞社へはっきり言いますよと、次またおどしてくるわけですね。町村長みんな、御所市も結局投書でわかりました。高田も、いやまだ匿名や、公表できないと。しかし最後は行き切った。市商の謝りましたね。我が町もそういうケースはあるんです。教育委員会にすぐ調べて、また校長とも、私も直接、あるんやないかと、あるんやったら公表せえと、その先生も親も呼べと、そこまでは言ってます。しかし調べられたらそうでもないわけですね。本当にやられている親が言っているのか、見た子供が、親が言っているのか、これもわからないんですね。しかし、はっきりと名前書いて、私は投書をしてほしいと思います。このことをあえて私この議会で言っているということを、また親に伝わると思いますね。学校も教育委員会も調査をした結果、体罰でないという答えは出していただいております。そういう状況でございます。

議長 以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、本日はこれにて散会といたします。

(P.M. 4:32散会)